

議案第6号

特別職の職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例案

特別職の職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例を、次のように制定する。

令和4年2月16日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

## 特別職の職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例

(市長の給料及び手当の特例)

**第1条** 市長に支給する給料月額、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において、特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年守口市条例第80号。次項及び次条において「特別職条例」という。）第2条及び別表の規定にかかわらず、同表中「963,000円」とあるのは「749,000円」とする。ただし、手当（地域手当を除く。）の額の算出の基礎となる給料月額は、なお従前の例による。

2 市長に支給する退職手当の額は、特別職条例第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額からその100分の50に相当する額を減じた額とする。

(副市長の手当の特例)

**第2条** 副市長に支給する退職手当の額は、特別職条例第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額からその100分の50に相当する額を減じた額とする。

(教育長の手当の特例)

**第3条** 守口市教育委員会の教育長に支給する退職手当の額は、守口市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和27年守口市条例第93号）第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額からその100分の50に相当する額を減じた額とする。

(水道事業管理者の手当の特例)

**第4条** 守口市水道事業の管理者に支給する退職手当の額は、守口市水道事業管理者の給与に関する条例（昭和46年守口市条例第33号）第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額からその100分の50に相当する額を減じた額とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例の廃止)

2 特別職の職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例（令和2年守口市条例第15号）は、廃止する。